（削る）

（削る）

第三款　観測部

（気象技術開発室及び情報管理室並びに航空気象観測高度化企画調整官及び気象観測ビッグデータ連携推進官）

第三十五条　計画課に、気象技術開発室及び情報管理室並びに航空気象観測高度化企画調整官及び気象観測ビッグデータ連携推進官それぞれ一人を置く。

2　気象技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の発表に係る技術の開発及び改良に関すること（情報管理室及び観測課の所掌に属するものを除く。）。

二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象に関する情報の発表に係る技術の開発及び改良に関すること（情報管理室の所掌に属するものを除く。）。

3　気象技術開発室に、室長を置く。

4　情報管理室は、次に掲げる事務（地球環境・海洋部及び気象観測ビッグデータ連携推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び関係行政機関その他の関係者への提供に関すること（観測課の所掌に属するものを除く。）。

二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象に関する情報の収集及び関係行政機関その他の関係者への提供に関すること。

5　情報管理室に、室長を置く。

6　航空気象観測高度化企画調整官は、計画課の所掌事務に関する航空気象業務の高度化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

7　気象観測ビッグデータ連携推進官は、次に掲げる事務（地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、地球磁気、地球電気及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果のインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた収集及び発表の推進に関すること。

二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象に関する情報のインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた収集及び発表の推進に関すること。

（観測システム運用室及び航空気象観測整備運用室）

第三十六条　観測課に、観測システム運用室及び航空気象観測整備運用室を置く。

2　観測システム運用室は、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の実施並びに気象測器その他の測器の保守及び運用の実施に関する事務をつかさどる（地球環境・海洋部及び航空気象観測整備運用室の所掌に属するものを除く。）。

3　観測システム運用室に、室長を置く。

4　航空気象観測整備運用室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の利用に供するための気象に関する観測（以下「航空気象観測」という。）の実施並びにその成果の収集及び発表の実施に関すること。

二　航空気象観測についての技術上の基準に関すること。

三　気象測器（航空気象観測に係るものに限る。）に関すること（計画課の所掌に属するものを除く。）。

5　航空気象観測整備運用室に、室長を置く。

（衛星整備計画官及び衛星運用事業管理官）

第三十三条　（略）

2・3　（略）

（衛星整備計画官及び衛星運用事業管理官）

第三十七条　（略）

2・3　（略）